

令和6年6月定例会 一般質問 青木恒子議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「市長の二元代表制の見解」

○青木恒子 こんにちは。

日本共産党の青木恒子です。ただいまより一般質問を行いたいと思います。

今回、市長にご就任、本当におめでとうございます。

そして、野口議員、おめでとうございます。

三橋市長とは6月14日に日本共産党の会派の懇談会の中で二元代表制や議会制民主主義などについて見解が一致できたことは何よりうれしいことでした。このたびの市長選挙では学校統廃合が大きな争点になりました。9,000名もの「学校をなくさないで」の市民の署名が広がり、この選挙に大きく反映したものと考えます。そして、三橋市長も、この計画の見直しの認識や所信表明でもされました。学校をなくさないでとの思いのこの市民は、このことに強く励まされています。

一方、昨日は香芝市公有財産有効活用検討会議の委員長であった川田議長の質問に、今までとは180度転換した玉村教育部次長からの「統廃合はしません」の回答には耳を疑いました。なぜなら、3月の福祉教育委員会においても、各学校の説明会においても、「統廃合します」と、「方針は変えない」との記録が残っています。統廃合反対の運動をされてきた市民からは喜びの声とともに、えっ、学校説明会と180度違う、教育委員会からの回答に啞然とされ、香芝市行政に不信がさらに募ったことと思います。

この統廃合問題は、昨年の3月議会で急遽、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針が、不十分な審議の中で、共産党会派2人だけの反対の中、可決された経過があります。経過説明に不信を抱いた市民が香芝市に開示請求して初めて明らかになったのがこの香芝市公有財産有効活用検討会議の存在です。

私は、昨年の6月議会からずっと香芝市公有財産有効活用検討会議の在り方が二元代表制に反するのではないかという質問をしてきました。この検討会議は非公開で行われていたのですが、いつ設置されたか、設置要綱、委員名、審議内容、市民の開示請求で事実が明らかになりました。この方針を知っていたのは、審議内容が市民開示請求で事実が明らかになって初めてです。この方針を知っていたのは、議会代表の議長、議員2名と議会事務局長を除く全ての部長です。しかも、基本方針可決後の5月にこの香芝市公有財産有効活用検討会議の存在を知りました。まさに、議会制民主主義、二元代表制を大きく批判できる、大きく問題を起こしてる大事件だというふうに思っています。

香芝市学校施設の再編等に関する基本方針の中身は、30年、40年をかけて見直していくと

いう香芝市学校施設長寿命化計画を見直すものです。計画期間は、5年を1期として、令和5年から9年、10年から14年、具体的に、いつまでにどこの学校を統合するというような方針が書かれています。鎌田小学校は閉校して施設の有効利用、関屋小学校は高山台グラウンドに新築移転、志都美小学校は旭ヶ丘小学校に統合、こういうふうなことを書かれています。これは、まさに公文書です。市民はこれを見て、「学校を潰さないで」の不安と心配の声が香芝全域に広がり、今回の市長選でも大きな争点になりました。

昨日の川田議長の「虚偽ではありません」。虚偽とは、あまりにも市民を愚弄するものです。市民に身近な問題、学校統廃合、幼・保再編、モナミホールの跡地をどうするか。五位堂駅前駐車場の土地の有効活用、上下水道の土地利用。市民の間では、議会の前に非公開で、一部の議員と市長部局の部長が2年近くにわたって行ってきた公文書です。議員や理事者の方も全文を知らないので、今回一般質問資料としてタブレットに載せさせていただきました。ペーパーレス化ということで、タブレットに載っています。ぜひ、また見ていただきたいと思います。

朝日新聞の報道におきましても、三橋市長は市長の諮問機関に市会議員が入ってくるとを問題視し、「職員が萎縮して自由に議論ができない」という声も聞くと、議会とは適切な距離を持つ必要があることを強調したと報じています。また、奈良新聞は、三橋市長は市長部局と議会の関係について、あるべき二元代表制、このことも含めて、市長の二元代表制に向けて問題をしっかりと是正していくと述べられ、読売や毎日の2紙も、三橋市長と議会との関係、是正を図る考えであるということが報じられました。

香芝市議会基本条例第8条において、「議会は、二元代表制の下、議会設置の役割を理解し、市長等とともに常に緊張関係を構築し、事務の執行の監視及び評価及び改善を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて市政の発展に取り組まなければならない」というふうにあります。議会は、間接民主主義による住民代表が集まる合議制の機関としての趣旨に鑑み、市長などとの執行機関の立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならないと、議会と執行機関の緊張関係が書かれているわけですが、この間度々、はてと不思議に思われることが私自身ありました。議会中、その前後、部長が議長室前にたくさんおられて、議長に接見するための待機をされてることを不思議に思っていました。本来は市長部局の部長なんだから、市長に相談は分かるのですが、これも異常な事態と感じました。

香芝市公有財産有効活用検討会議は解散したようですが、解散すれば全てが終わりでは、市民の信頼を回復することはできません。審議して、真実を確認して、教訓を生み出すことが今こそ議会に必要と思い、香芝市公有財産有効活用検討会議について質問することにしました。

市長にお伺いします。

議会と執行機関の関係はどうあるべきとお考えになっているか、壇上からの質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

○市長 ただいまの青木議員のご質問にお答えをいたします。

二元代表制につきましては、過日もお述べいたしましたとおり、地方公共団体の長及び議会の議員が共に住民を代表するところにございます。そして、この長と議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、議会が長と対等の機関として地方公共団体における重要な案件について議決し、その執行を監視し、また積極的な政策提言を通して議論することこそがあるべき二元代表制の姿ではないかというふうに考えるところでございます。

○青木恒子 ありがとうございます。

本当に、議会と市長部局、執行機関とが緊張関係を持ってやるということで、そういう意味において、こういう議会の会場は前と後ろ分かれてるんだというふうに思います。

今後、市長の所信表明のように、法令遵守の意識高く、行政執行上における公正性及び公平性の確保を全て優先して徹底していくことを堅持していただくようお願いしたいというふうに思います。

香芝市は法令遵守して、安心できるまちになるように、一人の議員としても頑張っていきたいと思います。議員は市民の代表として、議会で執行機関、市長、教育長、各部長に調査、質問をし、議会は議決機関として、行政の執行機関をチェックしていくという役割があります。行政は執行機関として、議会で決まったことを執行していくというお互い緊張関係をもちながら、市民のための福祉向上のために努力してまいりたいというふうに思います。

執行機関と議決機関が2022年7月から2年近く市民に非公開で検討会議を開催し、学校の統廃合を含む方針案を決定したことには大きな問題があります。地方自治法における行政と議会の両者の関係性を無視したこの検討会議で決定してきた内容については本当に白紙撤回を求めます。そして、混乱をさらに大きくした教育委員会の統廃合計画、これのホームページの削除をお願いします。また、基本方針、望ましい学校環境検討委員会、もともと誤ったところの中でつくられたこの委員会、これについても白紙撤回をしていただきたいと、そういうふうに思っています。

まず、どういうふうなところで問題があったとかということで、今回ホームページのほうで見ていただきたい。この香芝市公有財産有効活用検討会議、これについて開けてください。

例えば1ページ目におきましては、出席者、名前を見ていただきたいというふうに思います。議員と、それと部長が入ってると思います。そして、下から、課題、協議する案件については会長、副会長に一任すると。そして、そのまた2番目のところは、中学校区を基に再編計画、青写真を8月中に策定予定である、8月中に方針を決めたい、方針の計画まで書かれています。

また、2ページ目をお開けください。

2ページ目は、これは複合施設の検討予算についてですが、令和4年12月議会の補正予算に計上し、業者委託する予定、これを書いているのが11月なんです。補正予算までにも触れています。

そして、3ページ目を開けてください。

3 ページ目は、検討課題としての方針、こども園整備に関わる市場調査業務委託の報告書を基に令和5年度中に方針を決定。そして、下のところでは五位堂保育所、私立こども園に誘致、こういうことが書かれています。これは2月の会議なんですよ。2月の会議なのに、先のことも決定している。

そして、次の4 ページをお開けください。

4 ページは、中学校を基にした小学校再編計画、青写真。関屋小学校の移転先は高山台グラウンド。そして、鎌田小学校を閉校し、児童を三和及び五位堂小学校へ統合、こういうこともこの会議で決められています。

そして、5 ページ目を見てください。

将来、旭ヶ丘小学校、志都美小学校と統合、こう書いています。また、モナミホールに関しては、文化に関することを全て教育委員会で執行させるように整備。独立機関であるべき教育委員会に対して、執行させる整備なんですよ。そういうことに今の香芝の行政の一端が出ているというふうに思います。

次、7 ページ目をご覧ください。

7 ページ目は、五位堂地域における民間保育施設の誘致が困難であることから、市が保有する対象地を活用してこども園を創設し、現存の五位堂保育所、幼稚園を閉園する、こういうことを書いてます。これが方針として書かれているわけです。

次、8 ページ目をご覧ください。

8 ページ目は、まとめのように書かれています。一番下です。本分科会としての方針。鎌田小学校をほかの小学校へ統合する。関屋小学校の移転先の候補地は高山台グラウンドとする。こんなふうな形で分科会としての方針。決して、これは交流会ではありません。こういうことが決められています。

そして、次、10 ページ目をお開けください。

10 ページ目は、五位堂の第1 地区、特定地域に複合施設の建設に向けて、管財課において具体的に検討を進め、調査設計に関わる予算措置において、令和4 年12月議会に上程するように進める。議会の作成まで書いています。これ12月の議会に上程ですけど、この会議は令和4 年9 月です。3 か月前にこういうことを決めている。そして、次、下のところですが、令和4 年10 月1 日に組織改編によるということで、公立保育所及び認定こども園の施設の整備計画に関することは福祉部保育課の事務分掌となるが、見直しの計画はこのまま引き継ぎ、進めていく。これは、10 月1 日には改編するんだけど、そのままやっていくんだぞというようなことも書いている。

そして、次、12 ページ目をお開けください。

こども、9 月の会議の中で、12 月議会に行政組織条例改正議案を上程。これに伴い、校務分掌規則も併せて改正し、文化に関すること全てを教育委員会において執行させるように整備する、執行させる。決して、これは独立機関として扱っていないという表現がされています。

次のページは13ページを開けてください。

13ページは、先ほども言いましたように、鎌田小学校は統合、そして関谷小学校は高山台に、そういうふうなことが具体的に書かれています。

14ページの下です。

教育委員会の案件は、全体の検討会議の確認、決定後、教育委員会へ報告する。本来は検討会議があって確認し、そして決定したら教育委員会というふうに順番があるはずですが、もう案件が既にここで決まっているという、そういう状況であります。

15ページは、まとめて書いてあります。

この五位堂第1地区、特定用地の運用については、令和5年度に方針を決定する。そして、モナミホールについては、今後関係規則を改正して、文化に関する全てを教育委員会に執行させるよう整備する。そして、その他、最後、全体会議、分科会における審議内容は基本的に非公開である。こういうことが市民の開示請求で、議員には配られなかったけど、市民はこれを持っています。市民は、これについて、私たちの学校はどうなるんだと思って当然の文書であります。そういうことにおきまして、この香芝市公有財産有効活用検討会議の問題はとても大きな問題だというふうに思っています。

先ほども言いましたが、誤りはあると思います。しかし、それはいかにどういう誤りやったかということをきちっと議会の中でも精査して、そしてそこから教訓を導き出すことが今の香芝行政にとってはとても大事だということを思います。

この検討会議の要綱を定めた前福岡市長に今一番大きな責任があると考えます。検討会議の中心を担ってきた副市長、委員長の川田議長、参加した2名の議員、各担当所管の責任は私は重大だと考えます。しかし、前市長はこの場にいらっしゃいません。また、検討会議の委員長もいらっしゃいません。そしてまた、議長なので質問はできません。

そこで、前福岡市長を補佐されてきた副市長にお尋ねします。

前福岡市長は、2022年5月に香芝市公有財産有効活用検討会議の設置要綱を定め、二元代表制を守っていないところで、翌年2月に統廃合案をまとめた報告書を受け取りました。この責任は大きいのですが、そこで市長を補佐してこられた、そして検討会議の副会長としての立場の見解をお伺いします。副市長は、二元代表制の観点から、香芝市公有財産有効活用検討会議についての認識を教えてください。

○市長 副市長をご指名ですが、私からお答えを申し上げます。

香芝市公有財産有効活用検討会議が実際にどのような内容で実施されてきたのかということにつきましては、細かく私のほうで承知をしておりますが、仮に市長やその補助職員が担うべき事務を実質的に議員が遂行して、議員を含む会議体が市長のすべき意思決定を実質的にしていたということであれば、自らの職務の結果や意思決定を議会に付議された段階で審議することになりますから、望ましいものとは言えず、二元代表制の建前に抵触するものであることは否定することができないものと考えます。一方で、執行機関が議員と意見交換を実施すること自体につきましては、市の施策の円滑な遂行のためには、むしろ望ま

しい部分もございます。

いずれにいたしましても、市長が替わってから、既に廃止をいたしました香芝市公有財産有効活用検討会議が二元代表制を阻害していたかどうかをこの時点で判断をすべきことは私は適切ではなく、今後は適切ではないと思っております、今後は補助職員については私の方針に従って事務を遂行していただくことが何より重要であると考えてございます。前市長の下で、その指揮命令に従った上で会議を設置し、その会議に参加した職員が個人的に追及されるいわれはないものと存じます。

以上でございます。

○青木恒子 二元代表制にこれは背く問題だということを今三橋市長は言っていたということについては、もう本当にそうだなというふうに思います。ただ、私自身がすごく思うところ、この議会にしても、そして執行所管にしても対等、平等の関係だということで、そういう意味では一人一人が大きな責務を持って仕事をされていると、そういう認識でしています。市長はたしか権限はあると思いますけれども、各担当部署についてもやっぱり責任があつて当然であるということで今回質問をしたわけです。

このことについて、申し訳ないですが、きちっと総括をしていただきたい。総括をして、そしてまた、その答えはどうだったんか、香芝市はこれからどうしていくんだということについて、一つの市民を大きく混乱させた要因であるこの会議について総括と方針と出していきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○市長 個別の香芝市公有財産有効活用検討会議の在り方が正しかったのかどうかというのは、判断が分かれるところであろうというふうに存じます。前市長の方針の下で、議員の皆様にも意見をお聞きする一つの間として設けられ、運営してきたものと存じます。一方で、私は、先ほど申し上げましたように、二元代表制の建前を尊重する観点から、前市長の方針を踏襲することではなくて、執行部と議事機関としっかりと役割分担を明確にした上で行政を執行してまいりたいというふうに考えてございます。この香芝市公有財産有効活用検討会議が正しかったかどうかということについて、何か事後的に検証するような予定は現時点ではございません。

○青木恒子 市長にお伺いします。

二元代表制ということでは、議会と、それと執行機関ということですが、ここの会議に入っているのは、議員16名いますが、その中の3人だけです。選任もされていません。選任方法も明らかではありません。議員がそれぞれの部署と交流するのは窓口に行ってもできることですが、こういうことがまかり通ってるのは誰が見ても二元代表制から逸脱するものだというふうに思いますが、法務能力を生かしてほしいという市長の見解をさらにお聞きしたいと思います。

○市長 複数の議員がこういった会議に参加されることにつきましては、私も地方議員の経験がございます。議員個人が、個々の議員が自ら進めようとする政策を実現するための手法として取られる方法、手段としてということにつきましては、特に議員に責任がある

ようなものではないかというふうに存じております。一方で、この会議の設置また廃止につきましては、これ全て市長の権限でございますので、そういった意味で、全ての権限は市長にある、全ての責任は市長にあるというふうに存じております。

以上でございます。

○青木恒子 市長の権限があるということで、今回もうこれ以上はこういうことがないような形の取組をしていただきたいということと、今回資料としては載せてますので、市民はこれを目にしていますので、そういう意味で、ちゃんと今後方針なりを、また私も引き続き質問はしていきたいというふうに思いますから、よろしくお願いしたいと思います。

「生活保護」

○青木恒子 そしたら、2つ目に参ります。最初に、香芝市の生活保護についてお尋ねします。

香芝市及び奈良県の直近の保護率の状況についてお伺いします。

○福祉部次長 令和6年4月末の保護率となります。本市の保護率は5.6パーミル、奈良県の保護率は13.86パーミルとなっております。

以上でございます。

○青木恒子 これを見ますと、奈良県の平均が1,000人当たりに14名ですね。香芝は5人ということで、そういう意味では、本当に申請がしにくい状況にあるんじゃないかというふうに思っています。

また、これに対応する職員が少ないのではないかというふうにも思われるわけですが、現在の香芝市の保護世帯数とケースワーカー1人当たりどうなってるのか、教えてください。

○福祉部次長 令和6年4月末の本市の保護世帯数は334世帯となっております。ケースワーカーは4人でございますので、1人当たり約83世帯となっております。

以上でございます。

○青木恒子 80名を超えていると。学校の定数で言えば、学級の定員数を守っていないという。本来なら、あと一人必要なんではないかということを前のときもちょっと質問したわけですが、定数の法的な規定はありますか。

○福祉部次長 定数につきましては、社会福祉法第16条第2号により、標準として定めておるものでございます。

○青木恒子 80名を超えたらケースワーカーを1人増やしていくという、そういう実態ですから、本来、今4名いますけれども、5名いなければならないという、そして80世帯というのは80人ではないということであります。

じゃ、ちょっと時間が押してるので行きます。

生活保護法の63条の定義についてお伺いします。なぜこれをお聞きしますかといったら、市民の方から、児童扶養手当の収入算定の認定漏れをしてたということで、1年50万円ぐら

い、それを返金しなければならないという事案が出てきました。この63条の定義について教えてください。

○福祉部次長 63条の定義でございますが、被保護者が急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市町村に対して速やかにその受けた保護金品に相当する金額の範囲において実施機関の定める額を返還していただくものでございます。

○青木恒子 この方は児童扶養手当の収入は必ず出してたわけですよ。ミスをしたのは市の職員ということになるわけですが、これについて返金していくものでしょうか。

○福祉部次長 そのようなことがあった場合は、受給者の方にまずおわびをさせていただきます。生活保護法第63条または不当利得の返還請求に関する一般条項であります民法703条等を適用して、返還を求めていくこととなります。

以上でございます。

○青木恒子 決して、これは不当ではございません。認定はちゃんと出したわけですけども、認定漏れをしたのは行政の側であります。この場合、豊橋市ではそういう生活保護費の算定で障害者加算の認定を怠った場合があります。これについてはもう行政側が責任を持つという、そういう判例も出ています。

そしてまた、なぜこういうことなのかといたら、生活保護を受けておられる方は、もう物価高の中で、お風呂も週2回、食費は1日500円から700円、そして衣服の購入は三、四年に1回と、本当に絞りに絞って最低生活を行っていらっしゃるわけですけども、そこでは計算を間違っていないと思って頂いたお金を使ってしまうのは当然であります。それが、それについて返金していくとなったら生活がさらに困難になっていくという、そういう事態になるのですが、それについてはどうでしょうか。

○福祉部次長 今、議員おっしゃられたように、もちろん返還は受給者の方には負担になることは認識してございます。そのような事案が発生した場合は、課内で再度共有を図り、引き続きミスを極力防ぐことに努めてまいります。

○青木恒子 このことに関しては、再度また相談もしていただきたいなというふうに思います。今、現に生活されてる方が大変だということです。

それでは、もう一つ伺います。

単身世帯の生活保護受給者が亡くなられたときの市の手順はどういうふうになってるでしょうか。

○福祉部次長 基本的な流れとなりますが、まず関係者等からの連絡を受け、ケースワーカーが訪問させていただきます。次に、警察に連絡を行い、警察が死亡を確認し、事件性の判断をしていただきます。親族がおられる場合は、親族に連絡をし、事件性がないと判断された場合は、葬儀について親族等と協議となります。また、葬祭扶助費で葬儀等を執り行う場合は、民生委員さんに連絡し、葬儀業者へも連絡しまして、遺体の引取り等の手配を行います。民生委員様から葬祭扶助費の申請をしていただき、最終的に葬祭扶助費による葬儀代の

支払いを行います。

以上です。

○青木恒子 ありがとうございます。

なぜこのことを私が取り上げたといいますと、私は市民から相談を受けたことについて深めて質問するという、そういうことをやってるわけですが、相談、この受けた方は、ご本人は亡くなられたわけですが、亡くなられて発見されてから2日間ほど遺体が放置された。遺体が放置されて、民生委員にも連絡は行かなかった。そして、その現地には葬儀屋さんが来なかった。そして、担当課の人にも来なかった。そういう事態の中で地域の方々がとても混乱した。暖かい4月のときですから、2日も遺体を放置したら体液が流れるなど、本当に大変な状態になったわけです。

私は、このことの遺体の尊厳について本当に大事なというふうに思っているところですが、こういう生活保護をされている方で単身家族、このことについては親族の方に質問していいですかと確認してますので、オーケーは取れてますので、ご安心ください。そしてあと、この事務について、ここで言えば、民生委員にも連絡はなかったという、手順に間違いがあるわけですが、こういうことが起こったら心配だなと思っているところです。

生活保護受給者の単身世帯は何世帯になるでしょうか。

○福祉部次長 現在、本市の生活保護の単身世帯数は265世帯となっております。

○青木恒子 全部が323世帯と聞いてますから、82%がこういうふうなことの経験をされるという可能性があるということにあります。

今、答弁にあったように、本当に単身者の方が多いということですが、今後またこのことについて担当所管としてはどういうことを考えておられますでしょうか。

○福祉部次長 単身世帯の方につきましては、ご親族の方が遠方におられるケースも多く、ふだんからご近所の方の助けに頼っておられる方も実際おられるところでございます。ケースワーカーの役割を再度認識し、今後の対応につなげていきたいと考えます。よろしくお願いたします。

○青木恒子 確かに、本当に生活支援課の方の仕事の膨大さ、そして80人ではなくて80世帯、しかもそれを超えるという事態でありますので、一刻も早く当たり前の国基準の1名のケースワーカーを増やしていただきたいと、そういうふうに思います。

この事例から、次、私は第3問に行きたいと思います。

「孤独・孤立対策推進法 高齢者対策」

○青木恒子 この3問は、こういう経験をする中で、孤独・孤立対策推進法というのが令和6年4月に出了。孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会にという、そういうことです。

今度は高齢者対策ということに絞ってお伺いしたいというふうに思います。65歳以上の一人暮らしは香芝市はどれくらいおられますか。

○健康部次長 令和2年の国勢調査の結果によりますと、本市の高齢独居世帯数は2,580件、全世帯に対する割合は8.7%と報告されております。

以上です。

○青木恒子 香芝市は若い人が多いと言われながらも、結構増えてきてるという事態だというふうに思います。

2050年には高齢化がすごく進み、単身者の高齢者がすごく増えてきます。なぜなら、今核家族が増えてるので、ご兄弟がおられない、子供がいないという方が増えてくるわけです。2050年には独居高齢者が急増します。これは社会保障・人口問題研究所で言われてるわけですが、2050年になると高齢者の4人に1人が単身者、そういうふうになっています。支援のニーズが高まるというふうになってくるとは思いますが、一人暮らしの高齢者の相談で多い内容は何でしょうか。

○健康部次長 一人暮らしの高齢者を対象とした集計は行っておりませんが、地域包括支援センターでは一人暮らしを含む全高齢者の相談窓口を開設しており、令和5年度では約2,800件の相談を受けております。また、相談内容につきましては、生活費に関すること、家族に関すること、さらには介護サービスの利用に関すること、これらの内容が多くなっております。

以上です。

○青木恒子 全国のその調査におきましても、医療施設に入るときの9割が保証してもらいたいということとか、入院時などに頼れる人が欲しいとか、認知症になったときのお金の管理、そういうことも言われています。あと、身寄りのない高齢者が死亡されたときには、高齢者の担当課ではどのような対応していますか。

○健康部次長 身寄りのない高齢者が病院で亡くなられた場合は病院と、在宅で亡くなられた場合は不動産管理会社や大家などと調整し、死亡の届出ができるように対応しております。また、葬儀などに関することにつきましては、関係所管と連携を取りながら行っている状況でございます。

以上です。

○青木恒子 それじゃ、関連所管というのは香芝市ではどこどこなんでしょうか。

○健康部次長 市民環境部や福祉部でございます。

以上です。

○青木恒子 一人暮らしの高齢者のお困り事なんかはアンケートなど実施することは予定されてますか。

○健康部次長 介護保険事業計画の策定に当たり、3年に1度、市内在住の高齢者を対象に意向調査を実施しており、身体面や精神面での状況、生活状況などを把握しております。また、次期計画のための調査を令和7年度に実施することになりますので、今後施策に反映で

きるような質問内容につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○青木恒子 よろしくお願ひしたいと思ひます。

2050年に4人に1人がお一人住まいの高齢者になっていくということですので、本当に各地方の自治体でも高齢者の対応に迫られているというふうに聞いています。4月の厚生労働省の調査では、全国の市町村のうち、職員自らが支援をしていってというのが913自治体、そういうふうにあります。それは入院の手続だったり、パジャマを届けるとか、転居に伴う処分だったりとか。でも、そこで市の職員がおっしゃられてることは、権限が不明確で支援が難しいと。こういうことについて出てるわけですので、誰が何をサポートするのか、支援のルールを今後市としても考えていっていただきたいというふうに要望しておきます。

じゃ、次行きます。

大都市では終末期の活動支援としてエンディングサポート事業など取り組まれているところが、先立って4月、これは内閣府で出る前から先駆けてやってるというのがあるんですけども、それはどのような内容でしょうか。

○健康部次長 人生の終末を迎えるに当たり、介護、遺言、相続、葬儀などについて希望をまとめ、登録することで、ご本人が病気等で意思表示ができなくなったときやお亡くなりになられたときに、必要な情報を病院や葬儀会社等に提供させていただく制度となっております。このような事業を通し、意思表示が困難な状況に陥った後の不安を早期に解消し、充実した生活を送っていただくことを目的とした事業でございます。

以上です。

○青木恒子 東京都の豊島区とか、神奈川県とか、進んだ事例がありますので、ぜひ参考に、香芝市としての独自のルールをつくっていただきたいと思います。

香芝市では終末期における専門の相談窓口はあるのでしょうか。

○健康部次長 本市におきましては、専用の相談窓口は設置しておりませんが、地域包括支援センターにおきまして、ご相談ができる体制を整えてございます。

以上です。

○青木恒子 先ほどもお悔やみ問題とか、しつつありましたけれども、誰が見ても、ここに行けば安心だという名前の窓口の設置をちょっと考えていただきたいなというふうに思います。

それでは、香芝市においてエンディングサポート事業に関連するような事業や取組は何か行われていますか。

○健康部次長 本市では、エンディングサポートに特化した事業としては実施できていないのが現状でございます。しかしながら、少子・高齢化や家族形態の多様化に伴い、これまで家族が担ってきた人の終末期や死後の対応への必要性が認識されているところでございます。このことから、本市におきましても、人生の終末に備えて、身の回りの整理や遺言、

相続、葬儀のことなどを準備しておく「終活」の事項について、知識の普及に向けた市民向けの講演会等を開催しているところでございます。

以上です。

○青木恒子 ありがとうございます。

今後、身寄りのない高齢者が終末期を過ごすことにおいて、支援や取組などはそういうふうにあると思うんですけれども、どういうことがあるか、お聞かせください。

○健康部次長 介護保険意向調査では、「人生の最期をどこで迎えたいか」という問いに対し、高齢者の6割以上の方が「自宅である」と回答しており、終末期における本人の意思表示を明確にし、みとりからお亡くなりになられた後まで、つながった支援体制の構築は必要だと考えております。

国では、終末期に備え、自分自身の意思決定を支援するアドバンス・ケア・プランニングの普及啓発を進めております。本市におきましても、第9期計画の基本目標としてアドバンス・ケア・プランニングの周知や啓発を掲げておりまして、高齢者自らが自身の終末期について考え、準備ができる体制整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○青木恒子 大変と思いますが、2050年に向けて確実に計画を進めていっていただきますようによろしくをお願いします。

「万博遠足」

○青木恒子 4番目の大阪万博の子供の動員遠足についてお尋ねしたいというふうに思います。

遠足、校外学習の意義ということではどういうふうに教育委員会は捉えてるのでしょうか。

○教育部次長 校外学習の意義といたしましては、生活経験を増やしたり、社会性を身につけたり、豊かな体験から学習につなげることなどが意義となつてございます。

○青木恒子 具体的に教えていただけますか。

○教育部次長 まず、ふだん過ごさない場所に行くことで、様々な体験や活動を通して生活経験を増やします。また、バスや電車など公共交通機関を利用することで、乗車の仕方やマナーを学び、社会性を向上させます。また、例えば小学校であれば、うだ・アニマルパークへ行き、実際に動物たちと触れ合うことで、命の学習につなげることなどができます。

以上です。

○青木恒子 子供たちの発達段階に応じた校外学習なんか設定されてるということがよく分かりました。

来春開幕予定地である大阪万博会場についてお尋ねします。

3月にはメタンガスが爆発したり、地盤沈下、災害避難対策がなかったり、そして国民生活が厳しい中、多額の費用負担など、国民や市民に不安が広がっているところです。奈良県

では、万博子供校外学習無料として1億7,000万円の予算が計上されています。

担当所管として、大阪万博会場についての認識をお聞かせください。

○教育部次長 メタンガスの爆発事故などがございまして、安全性が問われていることは認識してございます。主催者、国や大阪府や大阪市などの行政機関等から安全性が示され、教育的価値が高いと判断されれば、遠足の候補地となるものと考えてございます。

○青木恒子 そのあたり十分情報を集めていただいて、子供の命を守るという観点でよろしくお願ひしたいと思います。

夢洲は、今は現役の廃棄物最終処理場になっています。どんな対策を取ってもメタンガスを消すことはできないというのが今の現状でありますので、いろんなところの情報を集めていただいて、それを各学校のほうに示していただきたいと、そういうふうに思います。

奈良県教育委員会からの見解はお聞きになっているでしょうか。

○教育部次長 奈良県教育委員会から正式な文書等は届いてございません。

○青木恒子 知事室の横に相談室があつて、私もちょっと電話したんですけれども、下見も行けないというふうな状況を聞いて、すごく、あまりにも、無料で招待するという割には対策がなっていないなと思うので、きめ細かいことをぜひ現場の先生に知らせていただきますようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、各学校、各学年で参加するかどうかは判断していくんでしょうか。

○教育部次長 学年とかということではなしに、学校で、どの学年に行かせるのか、または全行かせるのかというところは判断されるものです。

○青木恒子 それは、聞いたところによると、もうバスがなかなかないとか、バスで行ったら1人当たり5,000円かかるとか、本当に無謀な計画だなというふうに思ってますので、子供たちを危険にさらして、責任を学校に押しつけるような、そういうことにならないように、どうかよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そしたら、次のところ、香芝市としては、この検討課題、今ちょっと中に含まれてたと思うんですけれども、もう一回答弁のほうよろしくお願ひします。

○教育部次長 香芝市としまして、基本的に各学校の判断で行き先を決定するわけですが、万博遠足につきましては、会場へのアクセス方法や会場までの時間、費用以外にも、万博会場内での滞在時間、滞在している間の見学先などが検討されるものだと考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子 それでは、丁寧に取り組を進めていくということで、どんどんよろしくお願ひしたいと思います。

まず、何といつても、この夢洲はごみが埋まつてるために地盤沈下がすごい状況です。そして、3月には建設現場でのメタンガス爆発、そして交通インフラが整っていないと、そしてカジノ開発路線なので、カジノと一体の万博につながっていったということです。ぜひこういう部分で、また駐車場にはPCBの袋が1万袋埋まっているということとか、1、2

区地域というのは万博会場なんですけれども、有害化学物質を含むものが1,800万トン下に埋まっています。その上に50センチの土を積んでいるという、そういう状態のところですので、そのことも含めて調べていっていただきたいと、そういうふうに思います。そしたら、また万博のことについては随時質問させていただきたいというふうに思います。

教育委員会から万博遠足の指示はもうございませんね。どうぞ、言ってください。

○教育部次長 現時点におきまして、教育委員会から各学校に具体的に遠足の行き先を指示することはありません。

○青木恒子 よろしくをお願いします。

交野市では、もう本当に参加希望の小・中学校なかったから、交野市は参加しないというふうに市長も決められたと。三重県は、7割の学校の参加は予定ないという、アンケートで取られています。

また、来年になりますけれども、下見もできるのかどうかも含めてですが、いろんな資料を集めてください。

「教科用図書の採択」

○青木恒子 それでは、5番目の中学校教科書採択。

今年は、中学校で使う教科書が新たに決められる年です。そういう意味で、採択までの手順はどうなってますでしょうか。

○教育部長 採択までの手順についてご答弁申し上げます。

まず、教育委員会会議で承認を受けた5名の委員から成る香芝市教科用図書選定委員会を設置いたします。選定委員会は、教育委員会からの諮問を受け、調査部会を設置いたします。調査部会調査員による調査報告を受け、選定委員が協議、投票を行い、教科書を選定いたします。この選定結果の答申を受けまして、教育委員会会議で最終審議を行うという、そういった手順でございます。

以上です。

○青木恒子 令和7年度の主要教科用図書はどこで展示されていますか。

○教育部長 展示場所でございますけれども、市民図書館で展示をいたしておりまして、6月14日から7月12日まで、教科書展示会を開催させていただいております。

以上です。

○青木恒子 そこに展示されてるということで、市民の声というのは選定委員会に反映されますか。

○教育部長 まず、先ほど申しました選定委員の中には一般市民である保護者の方も入っておられるということでございます。

また、先ほど申しました展示会で閲覧された方にはアンケート用紙をご記入いただきまして、ご意見を頂戴いたしております。いただいたご意見というのは、選定委員会における

教科用図書の選定の際に参考とさせていただくことになってございます。

以上です。

○青木恒子 子供が一番身近に使う教科書ですので、教科書を使う主人公は子供たちです。そして、子供に最も近いところで、子供と一緒に教科書を使う教職員、保護者、市民というのはすごく大事だというふうに思うわけですが、教職員の声はその調査委員会、選定委員会に反映されますか。

○教育部長 学校の先生方の意見が反映されるのかというご質問でございます。先ほど申しました教科書展示会の開催については、管理職を通じまして各学校にお知らせいたしておりますので、展示会に来ていただいた先生方からご意見をいただくことで、教科書選定において参考とさせていただくことになります。

以上です。

○青木恒子 現場のほうは、本当に働き方改革ということで、とても時間が取れる状態じゃないという中で一番大事な教科書が選定されていくという、そういうふうな矛盾を大きく抱えてるなというふうに思うわけですが、子供たちに真実を伝える教科書、そしてそれを基に考えが深められるような教科書、みんなで楽しく学んでいくことができる教科書を手渡していくことが大人たちの義務だというふうには思っているわけですが、教育委員会で市民公開の教科書採択会議はどのように行われてますか。

○教育部長 市民公開のというようなことは、最終の教育委員会会議での場におきましては傍聴していただくということで、市民公開ということになるかと存じます。

以上です。

○青木恒子 それは教育委員会会議の中の一部として教科書の採択会議を設けているわけでしょうか。

○教育部長 教育委員会会議の議題として教科用図書の選定ということになってございます。

以上です。

○青木恒子 私も、この教科書の問題ってすごく大事ななと思って見ているわけですが、教科書採択会議ということで、ずっと各市町村を回っておられる方がいてはりました、その方からお聞きすると、教育委員会の別枠で会議を取ってるところがほとんどで、教育委員会会議の中でやってるのは香芝市だけだというふうにお聞きしたところです。それで、例えば高田だったら独自で90分取って教科書の審議をしてる。そして、葛城市においては4時間取ってやってると。やっぱり大事な問題だからということ。ところが、香芝市は15分って聞いて驚いたわけですが、何か理由があるんでしょうか。

○教育部長 私どもも教育委員会会議で慎重に審議をさせていただいておりますけれども、もちろんその前にございます教科書選定委員会はしっかりと時間を取って、選定の会議を設けておりまして、意見交換もいたしておりますので、審議、いわゆる採択過程の手順に他市と比べて落ち度があるというふうには認識いたしてございません。

以上です。

○青木恒子 手順は本当にそのとおりだというふうに思っています。でも、他市も同時にそのとおりにやっておられます。そういう意味におきまして、この教科書の問題を、私の希望としましては、市民も見に行くわけですから、そういうところでやっぱり論議を深めていただきたい、審議を深めていただきたいと要望を伝えて、私の発言を終わりたいと思います。そういう思いはどうでしょうか、福森部長。

○教育部長 ご意見として、そういったご意見があるということはここで皆さんにお知らせいただいたわけでございますので、私どもも、他市の状況も含め、研究いたしまして、私どもでどう展開できるかについては教育委員会の事務局内で議論させていただきたいというふうに存じます。

以上です。

○青木恒子 どうかよろしく願いしたいと思います。この教科書の問題を市民がしっかり考える場となるわけですので、教育のほうにも注目をしてもらおうという意味でも大事な機会ですので、どうかよろしく願いしたいと思います。

これで質問を終わります。